

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年1月30日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘  
同 太 田 眞 奈 美

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和5年12月5日から令和5年12月22日まで

**3 監査の対象部課等**

都市建設部 都市計画課、環境経済部 産業振興課

**4 監査の対象**

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年10月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・公有財産が適切に管理されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化が図られているか。  
などに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助金及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【都市建設部 都市計画課】**

シンコースポーツの従業員駐車場に係る行政財産目的外使用料と、都市公園使用料が納期限後に納付されていたため、留意事項として指摘した。

なお、留意事項については文書指導とし、その後の措置状況を求め、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

**【環境経済部 産業振興課】**

エコノミックガーデニング推進協議会補助金について、事業費が補助額を下回っているにもかかわらず、町に返還されていなかった。

また、浜降祭実行委員会補助金について、申請書に添付されている収支予算書と申請額及び交付決定額などが異なっているなど、添付書類の内容が誤っているにもかかわらず、交付決定されていた。以上2件について留意事項として指摘した。

なお、留意事項については文書指導とし、その後の措置状況を求め、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

## 8 監査の結果に関する意見

### 【都市建設部 都市計画課】

シンコースポーツの従業員駐車場に係る行政財産の目的外使用料及び都市公園使用料について

前回監査において、両使用料については、今回の監査同様留意事項として指摘したが、いずれも改善はされておらず、大変遺憾である。

期限内納付に向け、工夫・改善を図っていただきたい。

### 【環境経済部 産業振興課】

補助金の執行について

浜降祭実行委員会補助金については、前回監査（令和2年度実施）で指摘した留意事項と同様の誤りがあり、大変遺憾である。再発防止に向け、チェックポイントを定め、補助事業者からの申請書等の審査を組織として行うなど、補助金の適正な執行に努められたい。

また、産業振興課では多くの補助金を交付しているが、補助金が町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、社会情勢の変化する中、その効果について不断に検証されたい。